

ASBJ、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2019年7月4日、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した。

我が国の会計基準では、時価の算定が求められているものの、算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定及び開示について類似する規定が存在する。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、ASBJは、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して検討を重ね、本会計基準等を公表した。本会計基準等は、国内外の企業間における比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号「公正価値測定」の定めを基本的にはすべて取り入れる一方、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮したその他の取扱いを定めている。また、IFRS第13号で要求される一部の開示項目については注記を要求していない。



ポイント

- 金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価算定に関するガイダンスや開示を定める会計基準等の新設及び既存の会計基準等の改正である。
- IFRS第13号における「公正価値」と同様の定義が「時価」の定義として導入されている。この結果、その他有価証券について、期末前1カ月の平均価額の使用が禁止された。
- 時価の算定に用いるインプットはレベル1からレベル3に分類され、レベル1から優先的に使用する。算定された時価は、その算定において重要なインプットのレベルに応じて、レベル1の時価からレベル3の時価に分類し、レベルごとの内訳など新たな事項を注記することが要求される。
- 2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、2020年4月1日以後開始する事業年度の期首、又は、2020年3月31日以後終了する事業年度における年度末から早期適用することもできる。
- 適用にあたって経過措置が定められている。

1. 本会計基準等の概要

1. 公表された会計基準等

(1) 金融商品とトレーディング目的の棚卸資産の時価算定基準として以下の企業会計基準及び適用指針が公表されている。

- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

(2) 関連する以下の企業会計基準及び適用指針の改正が公表されている。その他軽微な改正がされている企業会計基準等もある。

- 改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(3) ASBJから公表された上記の企業会計基準及び適用指針の新設・改正に伴い、以下の日本公認会計士協会の実務指針等について、同協会から改正が公表された。

- 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」
- 「金融商品会計に関するQ&A」
- 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

上記の一連の会計基準等の新設及び改正をまとめて、以下、時価算定会計基準等という。

2. 適用範囲

時価算定会計基準等は以下の項目の時価に適用する。

- (1) 金融商品
- (2) トレーディング目的で保有する棚卸資産

3. 時価の算定

(1) 時価の定義

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

このように、時価の定義には①市場参加者間の取引を想定することや②算定日における出口価格であるといった特徴がある。

企業が時価を算定する際には、企業に固有の事項ではなく、市場参加者が時価を算定する際に考慮する事項を考慮することとなる。資産又は負債の取得や売却に要する付随費用は、企業の取引形態によって異なるものであることから、時価の算定には含めな

い。他方で、棚卸資産の輸送費用については、市場参加者が考慮する当該棚卸資産の特性であることから、時価の算定に含めることとなる。

本改正前の「金融商品に関する会計基準」では、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができたが、『算定日の出口価格』という時価の定義を満たさないため、改正により当該記載は削除された。また、これに合わせて、外貨建その他有価証券に関して期末前1ヵ月間の平均相場により換算する取扱いも削除された。

なお、時価のある有価証券の減損処理において、当該有価証券の時価が著しく下落したかどうかの判断にあたっては、期末前1ヵ月の平均価額を用いることを踏襲できるが、減損損失の算定には期末日の時価を用いる必要がある。

取引価格は当初認識時の時価を表すことが多いが、一定の状況においては、取引価格が出口価格ではない場合がある。例えば、デリバティブを提供する金融機関は、リテール市場（金融機関と一般事業会社が取引する市場）とディーラー市場（金融機関が他の金融機関と取引する市場）の両方にアクセス可能である。ディーラー市場は金融機関にとっては主要な市場又は最も有利な市場であり、リテール市場の取引価格はディーラー市場の取引価格とは異なる場合がある。この場合、金融機関にとっては、ディーラー市場の取引価格が出口価格となる。

(2) 時価の算定単位

時価の算定単位は、原則として、時価算定の対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。しかし、一定の要件を満たす場合は、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関して、金融資産及び金融負債のグループを単位として時価を算定することができる。

(3) 時価の算定方法

① 評価技法

時価を算定する際は、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

② インプット

インプットとは、資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう。インプットは、観察可能な市場データがあるかどうかにより、観察可能なインプットと観察できないインプット（レベル3のインプット）に分類される。さらに、観察可能なインプットは、レベル1のインプットとレベル2のインプットに分類される。

観察可能性	レベル	定義
観察可能なインプット	レベル1	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないインプット
	レベル2	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプット
観察できないインプット	レベル3	資産又は負債について観察できないインプット

時価は、その算定において使用されている重要なインプットのレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。なお、時価の算定に複数の重要なインプットがあり、それぞれのレベルが異なる場合、これらのインプットのうち最も低いレベルに当該時価を分類する。例えば、レベル2のインプットとレベル3のインプットを用いて時価を算定しており、これらのインプットがともに時価の算定において重要なインプットである場合、当該商品の時価はレベル3に分類する。

③負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価

負債又は払込資本を増加させる金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される株式）については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。また、負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する。負債の不履行リスクについては当該負債の移転の前後で同一であると仮定する。

4. 第三者から入手した相場価格の利用とその他の取扱い

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格は会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、時価として用いることができる。

ただし、①客観的な信頼性を有する独立した第三者から入手する相場価格を利用する場合で、②公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合は、③その時価がレベル2の時価に属すると判断されるプレイン・パニラな金利スワップや為替予約又は通貨スワップについては、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる。総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める金融機関等（銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等）は上記のみなし規定の利用はできない。

5. 時価を把握することが極めて困難な商品の取扱いと市場価格のない株式等の取扱い

時価算定会計基準等においては、時価の観察可能性に基づくレベルに関する概念が取り入れられており、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づき時価を算定することとしている。このような時価の考え方のもとでは、原則として時価を把握することが極めて困難という概念は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難な有価証券やデリバティブの記載は削除された。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、従来の考え方を踏襲し、取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いが引き継がれている。市場価格のない株式等とは、市場において取引されていない株式及び出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものをいう。このように限定されることから、市場価格のない株式等が原資産となる派生商品であっても、新株予約権やその他デリバティブは市場価格のない株式等には含まれない。

この改正により、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価等に基づいて算定した価額をもって貸借対照表価額としていたもの及び注記において時価を開示していなかったもののうち、市場価格のない株式等以外は、時価を算定する必要が生じる。

6. 開示

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として次の項目の注記が要求される。

注記項目	時価が貸借対照表価額			注記のみ時価		
	L1	L2	L3	L1	L2	L3
時価のレベルごとの合計額	○	○	○	○	○	○
時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明		○	○		○	○
時価の算定に用いた評価技法又はその適用を変更した場合その旨及びその理由		○	○		○	○
時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報			○			
レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表※3			○			
企業の評価プロセスの説明			○			
重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明			○			

※1：L1=レベル1, L2=レベル2, L3=レベル3

※2：○：注記が要求される

※3：購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額については、作成コストと便益のバランスの観点から、これらの純額で注記することも認められる。

なお、IFRS第13号で開示が要求されている以下の項目は、本会計基準等における注記の項目に含まれていない。

- レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替及びその振替の理由
- レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の定量的影響

7. 四半期財務諸表における開示

企業の事業運営にあたって重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している場合に、貸借対照表において時価評価する金融商品について、時価のレベルごとの残高の注記が要求される。

II. 適用時期等

1. 適用時期

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、2020年4月1日以後開始する事業年度の期首、又は、2020年3月31日以後終了する事業年度における年度末から早期適用することもできる。

2. 経過措置

- 適用初年度において、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針は将来にわたって適用する。

ただし、時価算定会計基準の適用に伴い時価の算定方法を変更することとなり、当該変更による影響額を分離できる場合は、会計方針の変更に該当するものとし、以下の2つの会計処理のいずれかを選択適用することができる。

- ①当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用する。
- ②適用初年度の期首より前に遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

- 投資信託の時価については、算定に関する検討に一定期間が必要と考えられるため、投資信託に関する取扱いを改正するまでの間、現行の「金融商品会計に関する実務指針」における従来の取扱いを踏襲することができ、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は要求されない。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとされ、それまでの間は時価の注記は要求されない。
- 適用初年度においては、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示の比較情報は注記を要しない。

また、時価算定会計基準等を年度末から適用する場合には、適用初年度において、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表の注記を省略することができる。この場合において、適用初年度の翌年度においては、当該調整表に関する比較情報の注記を要しない。

- 四半期財務諸表において、時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適用初年度においては、比較情報も含め、レベル別の時価の合計額の開示は要求されない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.